

## 第3章 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、法第89条の3第1項の規定に基づき、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関する連携体制を構築するため、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置し、中立・公正な相談支援事業の運営評価・課題等の情報共有と情報発信、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するものです。

### 1 相談支援の提供体制

地域の実情に合わせた相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野のネットワークの構築を推進します。

また、障害者福祉、高齢者福祉及び児童福祉関係機関が連携し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

### 2 部会の設置

地域自立支援協議会の実務運営組織として部会を設置し、困難な事例等の早期発見・解決に向けた連絡体制の構築を図ります。

また、課題のある分野については、専門部会を設置し課題解決に向けた取り組みを行います。

